

4月から施行されます

環境基本条例 環境保全条例

大館市では、昨年九月に「環境基本条例」と「環境保全条例」を制定しました。そして、いよいよ四月一日から施行されます。

自然環境は、一度破壊されると戻るまで多くの年月が必要とします。便利な生活とともに環境への配慮を怠らない、自然との共生が今、求められています。今回は、大館の環境のありかたについて、これから目指すべき全体像を規定した「環境基本条例」のおもな内容を紹介します。

環境条例ができたわけ

市ではこれまで、環境保全にあたりいろいろなことを進めてきました。しかし、近年、都市化の進展などで、予測できなかつた問題も出てきています。そのため、今までの環境行政の枠組みだけでは環境を保持することが難しくなっています。それに加え、市民の皆さんの環境問題への関心の高まりが今回の条例制定にあたって、何よりも大きな力となりました。

この条例は、これまでのライフスタイルのありかたを見直し、人と環境が共生する街を築いていくための指針となるもので、環境問題に対する新たな取り組みがスタートすることになります。

責任と義務が定められています

基本理念

環境基本条例では、条例の柱となる基本理念を次のように定めました。

- 市民が健康で文化的な生活を送れる環境を確保し、次世代に継承する
- 環境への影響が少なく、持続的に発展できる循環型社会を築く
- 環境保全活動を市（行政）、市民、事業者みんなの参加で行う

◎市民の責務

環境を守るには、当事者である市民の皆さんのが最も必要です。電気、ガス、ガソリンなど、日常生活でのエネルギー消費を見直し、大気の汚染防止、水環境の保全が義務付けられます。また、暮らしから出るごみを処理できる量が限られています。私たちに求められるのは、省エネルギー、ごみを減らすことなど。まずは、できることから始めることです。

◎事業者の責務

環境基本条例では、事業者、市民、市（行政）の環境に関する責任と義務についても明確に定めました。環境の保全にあたっては、一人ひとりが主役となり、役割を理解し、一体となつて取り組んでいかなければなりません。

